

日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度 規定

制 定 平成23年 4 月 16 日

改 定 令和 7 年 3 月 8 日

内閣府（総務庁・総理府）青年国際交流事業並びに地方公共団体が実施した国際交流事業既参加者の経験や知識、情報、アイデアを活かして、社会に貢献できる活動の実行を促進することによって、日本青年国際交流機構（以下「I Y E O」という。）の人的活力を社会に提供するとともに、団体としての活動の活性化を図るため、本助成金制度を創設する。

（対象者）

第1条 本助成金制度の対象となる者は、都道府県 I Y E O 及び I Y E O 会員で構成されるグループを基本とする。

（選考及び申請）

第2条 本助成金制度の対象活動の選考にあたっては、別途に定める選考規準にしたがって、対象活動及びその助成金の額をファンド選考会議で決定し全国推進会議にこれを報告する。

2 都道府県 I Y E O 事業として当該会長名で申請の際は、併せて所属ブロック幹事の推薦も必要とする。

3 I Y E O 会員で構成されるグループとして当該代表者名で申請の際は、2名の推薦人を必要とする。

4 当該のブロック幹事ならびに推薦人がファンド選考会議構成員の場合には、投票を棄権扱いとする。

5 助成金の額は、上限を10万円とする。

6 同一団体による同一事業については、2回目以降の申請は不可とする。

7 その他選考基準については別に定める。

（実施及び報告）

第3条 第2条第1項に基づき決定された対象活動の決定通知及びその助成金（助成可能上限額）の交付を行うにあたっては、I Y E O 会長名によって行う。

2 活動の変更が生じた場合には、変更した企画書、予算書とともにすみやかに届け出る。助成金は、活動報告書が提出され、実施内容を確認した後に確定し、交付する。ただし、活動内容によっては、必要に応じて、事前の概算払もできることとする。

3 助成金対象活動の報告については、全国大会、ブロック大会等及び I Y E O ホームページで行う。

平成 23 年 4 月 16 日 制 定

令 和 2 年 2 月 9 日 改 定

日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度 選考基準

自主活動サポート助成金制度の選考は、日本青年国際交流機構（以下「IYEO」という。） 幹事会で行い、その選考基準は、以下による。

（活動内容）

第 1 条 本助成金制度の対象となる活動は、IYEO 活動方針に沿った活動とし、次の項目に一つ以上、当てはまるものとする。

- ① 地域の国際化及び活性化に資する活動
- ② 国際交流及び国際協力に資する活動
- ③ 青少年及び次世代の育成に資する活動
- ④ その他幹事会が認めた内容の活動

2 本助成金制度の対象となる活動は、広く一般を対象とする活動であることを条件とする。

（申請者の条件）

第 2 条 本助成金制度の申請は、以下のいずれかの主催で行うことを条件とする。

- ① 都道府県 IYEO が主催するもの。
- ② 構成員の過半数が IYEO 会員であるグループが主催するもの。かつ、決定に際して、IYEO が共催者となることを了承することを条件とする。

（申請者の除外）

第 3 条 次の項目に該当する者は、本助成金制度の申請から除外する。

- ① 公序良俗に反する行為があった者が構成員となっている場合
- ② 内閣府青年国際交流事業及び国や地方公共団体が構成団体となっている場合

（助成対象）

第 4 条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 消耗品費（筆記具、用紙など）
- ② 印刷費（案内チラシ、報告書作成など）
- ③ 借料及び損料（会場、車両、機材等）
- ④ 通信費（郵送費等）
- ⑤ 保険料（ボランティア保険等かけ金）

- ⑥ 報償費（講師の謝金等）
- ⑦ プログラム上必要不可欠な食糧費（料理教室など）
- ⑧ スタッフの移動にかかる費用（ただし助成金額全体の半分以上を上限とする）
- ⑨ その他選考委員会で認められたもの

助成の対象とならない経費は、次のとおりとする。

- ① 講師、スタッフ、参加者の飲食代
- ② 有償ボランティアの日当
- ③ その他選考委員会で相応しくないと認めたもの

（申請書類）

第5条 本助成金制度の申請にあたっては、「チャレンジ・ファンド」申請書に次に掲げる書類を添付し、IYEO会長に申請しなければならない。

- ① 活動企画書、予算書、推薦書
- ② 団体概要書類（「自主活動サポート助成金制度における実施手順」参照）
- ③ その他必要と認める書類、資料

（実績報告）

第6条 本助成金制度の報告にあたっては、「チャレンジ・ファンド」報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 第三者による活動評価書
- ② 活動に際して作成した広報資料並びに当日配布資料
- ③ 補助対象経費に係る領収書等の写し

平成 23 年 4 月 16 日 制 定

平成 26 年 2 月 16 日 改 定

令 和 2 年 2 月 9 日 改 定

令 和 3 年 9 月 4 日 改 定

自主活動サポート助成金制度における実施手順

日本青年国際交流機「自主活動サポート助成金制度」による助成金交付が実施される際は、「自主活動サポート助成金制度」規定及び選考基準に従って実行されるが、その実施の手順は以下のとおりとする。

1. 申請締切：当該年度内に実施される活動は年 4 回（前年度 3 月 15 日、当該年度 6 月 15 日、9 月 15 日、12 月 15 日）のいずれかまでに必要書類をオンラインフォーム経由で事務局に提出する。
2. 申請書類：①「チャレンジ・ファンド」申請書（[オンラインフォーム](#)）
 - ②活動企画書、予算書、推薦書
 - ③ 団体概要書類
 - 定款、規約、会則等またはグループ内の運営規則
 - 役員名簿又は会員名簿
 - 当該年度の活動計画書
 - 前年度の活動報告書
 - 前年度の収支決算書 等
 - ④ その他必要と認める書類、資料
3. 対象活動の決定：提出された書類に基づき、締切後直近に開催される幹事会にて申請者のプレゼンテーション&質疑応答を経て決定される。ただし、申請に必要な書類が期限までにすべて揃っていることが選考対象の条件とする。

* 幹事会日程は流動的のため、申請書類を受け取った際に次回幹事会の日時を連絡する。その選考決定並びに実施内容は、全国推進会議に報告する。
4. 活動報告：活動報告：対象活動終了後、速やかに必要書類を事務局に提出し IYEO ホームページへの掲載をもって完了とする。申請者は全国大会、ブロック大会等にて、活動の展示発表を実施することを基本にするが、活動内容によっては、幹事会の推薦によって発表の場を設けることとする。

* 申請者は年度末までに活動を終えること。活動が年度をまたぐ場合は年度内に一度報告を行うこと。
5. 報告書類：①「チャレンジ・ファンド」報告書（[オンラインフォーム](#)）
 - ②第三者による活動評価書
 - ③活動に際して作成した広報資料並びに当日配布資料
 - ④補助対象経費に係る領収書等の写し